

令和 4 年 3 月 4 日
 令和 4 年 3 月 8 日変更
 令和 4 年 3 月 18 日変更
 令和 4 年 3 月 25 日変更
 令和 4 年 4 月 1 日変更
 令和 4 年 4 月 8 日変更
 令和 4 年 5 月 6 日変更
 令和 4 年 5 月 27 日変更
 令和 4 年 6 月 10 日変更
 令和 4 年 7 月 1 日変更
 令和 4 年 7 月 15 日変更
 令和 4 年 7 月 28 日変更
 令和 4 年 8 月 19 日変更
 令和 4 年 9 月 9 日変更
令和 4 年 9 月 30 日変更

新型コロナウイルス感染症安芸高田市対策本部決定

「まん延防止等重点措置」解除後の安芸高田市の取組について

1 趣旨

広島県への「まん延防止等重点措置」は 3 月 7 日をもって解除されたが、本市においては独自の取組を継続してきた。現在の本市の感染状況をみると、完全な封じ込みには至っていないものの、国において With コロナに向けた政策が取り組まれていることを鑑み、下記の取組を残し解除することとした。

なお、感染状況に応じて随時内容を変更し取り組むこととする。

2 期間

令和 4 年 10 月 3 日（月）から当面の間

3 公共施設等の営業

【社会教育施設・社会体育施設】

施設	内容
市内各文化センター等	・会食を目的とした施設の利用は不可

【社会福祉施設】

人権福祉センター	・会食を目的とした施設の利用は不可
吉田老人福祉センター	
保健センター ふれあいセンターこうだ	

【その他】

指定管理に伴う基幹集会所(31 施設) ふれあいセンターいきいきの里	・会食を目的とした施設の利用は不可
---------------------------------------	-------------------

4 行事等について

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む）するイベント等については、基本的な感染防止対策を徹底して開催すること。